

第 1 4 章 その他

第 1 節 環境保全協定

1. 概要

佐倉市の持つ優れた環境を積極的に保全しつつ、恵みのある新たな環境を創造し、より良い豊かな環境を次の世代に引き継いでいくため、佐倉市、事業者、市民がそれぞれの役割と責任を認識し、自主的、主体的に行動するとともに、協働して、人と自然が調和した環境共生型のまちづくりを進めていく必要があります。佐倉市では、事業者の自主的、主体的な取組を推進するため、騒音、振動、悪臭等、環境への影響が想定される事業所を対象に、環境保全協定を締結しています。

環境保全協定は、将来にわたり市民の健康で文化的な生活の確保及び増進に寄与し、また、施設周辺及び地域住民の健康と生活環境を保全するため、細心の注意をもって施設の管理運用を行うとともに、環境保全対策を積極的に推進し、環境保全上の支障の未然防止並びに環境への負荷の低減に努めることを基本原則としています。

協定は、事業活動に関係すると考えられる環境保全関係事項を条文化したものです。公害防止対策、環境に対する負荷の低減対策、自然環境や景観の保全、地球環境問題への対応、廃棄物等の処理などの項目からなります。従来 of 公害防止の観点に加え、地球環境保全の取組を盛り込んだ内容になっています。

2. 協定締結状況

平成 28 年 4 月 1 日現在の協定締結状況を表 2-14-1 に示します。市内の工業団地に進出している企業を中心に締結されています。公害防止の主な内容である大気汚染防止、水質汚濁防止、騒音・振動防止の遵守を中心とした公害防止協定から、地球環境問題への対応、環境整備、省エネルギー対策等も含めた環境保全協定へ移行しています。

表 2-14-1 環境保全協定締結状況

業種	食料品	紙・パルプ製造	ゴム・皮革	非鉄金属	鉄鋼金属	電気機械器具
業種別締結数	3	2	1	1	3	12
業種	輸送用機械器具	化学	運送・倉庫業	サービス	合成樹脂	その他
業種別締結数	2	4	4	9	2	5
計	48					

第2節 土地の埋立て

本市では平成9年10月1日から土地の埋立て及び土質等の規制に関する条例を制定し、土地の埋立て、盛土及びたい積行為に使用する土砂等を規制しています。さらに規制を強化するため平成18年4月1日から全部改正を行い、土壌の汚染及び災害の発生の防止を図るとともに、市民の健康で安全かつ快適な生活の確保に努めています。

この条例では、土砂等の埋立て等に供する区域の面積が500平方メートル以上となる事業について許可制にしています。

表2-14-2 土地の埋立て及び土質等の規制に関する条例許可件数

区 分	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
埋 立 て	5件	3件	1件	2件	3件
一時たい積	0件	0件	0件	0件	0件
変 更	0件	1件	0件	2件	0件

第3節 生活環境の保全

1. 迷惑行為の防止

市では、ごみのポイ捨てや歩きたばこなど、不快な迷惑行為を防止するため「佐倉市快適な生活環境に支障となる迷惑行為の防止に関する条例」を平成15年10月に施行しました。市と市民および事業者が協働して快適な生活環境の確保とまちの美観の保持に努めることにより、健康的で清潔なまちづくりの実現を目指しています。

(1) ごみの投棄等

公共の場所その他他人が管理する場所にごみ（たばこの吸い殻、チューインガムのかみかす、飲料又は食品の缶、びん、ペットボトル等その他の廃棄物）を投棄し、又は放置してはならないことを定め、また、公共の場所の管理者は、その管理する場所を清潔に保ち、みだりにごみが投棄され、又は放置されないよう適正に管理しなければならないと定めています。

(2) 路上喫煙

喫煙については以前からマナーが叫ばれ、街中でも分煙化が日常となりつつあり、JR佐倉駅、京成佐倉駅、臼井駅、ユウカリが丘駅、志津駅の各駅周辺については喫煙禁止区域の指定をしています。

2. 空き地の適正管理

良好な生活環境を保持するため、空き地の雑草の繁茂については、市民の苦情等により現地を確認し、土地の所有者等に対し雑草除去を要請しています。

表2-14-3 雑草除去受付件数

	佐倉地区	志津地区	臼井地区	根郷地区	和田地区	弥富地区	千代田地区	合 計
平成25年度	32件	114件	106件	35件	0件	0件	11件	298件
平成26年度	36件	125件	96件	41件	0件	0件	15件	313件
平成27年度	32件	69件	94件	36件	0件	0件	17件	248件

第4節 農業

1. 農業振興地域及び農用地区域指定による農地の保全

優良農地を確保するため、農地法に基づく農地転用許可制度と併せて総合的かつ計画的な農業の振興を目的として、農業振興地域の整備に関する法律に基づき、千葉県が農業振興地域を指定し、将来に渡る計画的な農地の保全に努めています。

また、市としても農業振興地域のうち、特に農業上の利用を確保すべき土地について、農用地区域に指定しています。

なお、平成27年度末時点で、農業振興地域として7,935haが指定されており、そのうち1,975haを農用地区域として指定しています。

2. 耕作放棄地対策事業

(1) 耕作放棄地を未然に防ぐための「耕作放棄予防対策事業」

農地を集めるため、認定農業者が新規に6年以上の農地の貸借契約を結んだ場合や、新規就農者が3年以上の農地の貸借契約を結んだ場合に対し、10a当たり15,000円を3年間補助しています。

(2) 農業の担い手を育成するための「新規就農者支援事業」

就農に必要な農作業機材などの経費に対して1件当たり15万円を補助しています。

(3) 耕作放棄地を解消するための「耕作放棄地解消事業」(国、県の事業を併せて実施)

耕作放棄地を解消するための経費として10a当たり16,000円を補助しています。

3. 多面的機能支払交付金の推進

水路の泥上げや花の植栽など、地域共同による農地・農業水路等の資源の基礎的な保全管理活動(農地維持活動・資源向上活動)及び、水路・農道等の施設の補修などの施設の長寿命化のための活動(長寿命化活動)に対して支援を行うことを目的とした国の事業の普及を推進しています。

平成19年度から事業が開始され、佐倉市では平成27年度末時点で、11組織が活動しています。そのうち農地維持活動は、全組織が取り組んでおり、活動面積は286.67ha、資源向上活動は、10組織が取り組んでおり、活動面積は276.3haとなっています。また、長寿命化活動には6組織が取り組んでおり、活動面積は188.98haとなっています。